

第3回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

1 日 時 令和7年10月14日(火)午後1時~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎
佐藤吾郎
柴山祐子

労働者代表委員 板野晃雅
榎本千晴
高山伸男

使用者代表委員 岡田宜之
西谷治朗
森上健作

事務局 労働基準部長 政木隆一
賃金室長 黒田和美
賃金指導官 中本弘一
監督監察官 諏訪雅浩

4 議 事

中本指導官 ただ今から、第3回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴の申込みはございませんでした。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は使用者側委員の西谷委員が遅れての参加予定です。現時点での他の委員8名が出席されておられますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

岡山部会長 皆さま、ご苦労様です。本日は、前回に続き2回目の金額審議を行います。

はじめに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのがんのないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに、岡山局の他産別の状況と他局の状況について、伝達事項がありましたら事務局からお願ひします。

黒田室長 他産業につきましては、まだ金額審議に入っておりません。
また、新たに結審した局はございません。

岡山部会長 それでは審議をはじめます。

前回の審議におきまして、労側からは、今期春闘において、鉄鋼業の賃金引き上げ額を基準に、最も低い労働協約の月額上げ幅を昨年度の月額で除して算出した9.5%を踏まえ、+105円の提示がありました。

次に使側からは、賃金改定状況調査第2表にあるBランク製造業の平均賃金改定率2.7%を踏まえ、+30円の提示がありました。

本日は、公労・公使の二者協議とし、初めに労側からご意見をお聞きすることとします。事前に打合せは必要でしょうか。

労働者側委員 お願いします。

岡山部会長 どれくらい時間を取りましょうか。

労働者側委員 15分くらいお願いします。

岡山部会長 そうしましたら、1時20分くらいに再開します。打合せがおわりましたら、労側委員よりお入り下さい。

黒田室長 それでは事務局で控室にご案内します。

(各側、公益委員と個別協議実施)

岡山部会長 では、これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど労使それぞれから金額提示がありました。簡単にご説明いたします。

労側からは、前回月額改定率をもとに金額提示を行ったが、今回は、最も低い労働協約の時間額の上げ幅をもとにした改定率とし、プラス94円との提示がありました。

使側からは、前回中央最低賃金審議会資料をもとに金額提示を行ったが、今回企業規模としては広め、経団連が発表した2025年春季労使交渉の中小企業の改定率から48円という提示がありました。

それぞれ金額提示をいただきましたが、労使の意見に隔たりがまだあるようです。今後の審議の進行を含めて何かご意見がありますでしょうか。公労、公使協議か、直接二者協議ということもありますが、いかがでしょう。

労働者側委員 再検討もありますが、双方でというのも。

使用者側委員 お互いでやりますか。少しありで、二者協議をさせてもらいたいと思います。

岡山部会長 それでは、労使の二者協議ということでお願いします。

その中で、合わせて発効日についても、他局では指定日発効とする局が多く出てきているということで、地賃でもこうした状況がありましたら、それも含めて協議材料としていただいてもいい

のかと思います。このことについて、事務局から説明をしていただきましょう。

黒田室長

例年岡山においては、特賃についても法定発効として確認されてきましたが、今年他局の状況をみましても、指定日発効ということで、日付を選ばれている局もありますので、改めて効力発生日について、ご説明させていただきます。

効力発生日については、二つの方法があります。一つは法定発効とする方法、二つ目は、特定の日を指定する方法がございます。

一つ目の法定発効について、ご説明いたします。法定発効とは、官報公示日の翌日から起算し30日経過後に効力が発生するというものです。官報掲載事務手続きの関係上、現時点で確実な効力発生日はお約束できませんが、本日答申を受けたとして異議の申出がない場合を想定しますと、最短で令和7年12月13日（土）から適用となります。

二つ目の指定日発効、つまり、官報公示の際、法定発効日より先の日付を指定して官報に公示します。改定日を月の中途とせず、月初め等わかりやすい日とする場合が考えられます。例えば、本日答申をいただきますと、先ほど令和7年12月13日発効と申し上げましたが、それより後の日付、例えば12月15日とか、12月20日とか、特定の日を指定することとなります。

いずれの方法につきましても、この専門部会の合意により確定させることとなります。

岡山部会長

よろしいでしょうか。質問等ございますか。

使用者側委員

指定日発効としたところは何かいいことがあるんでしょうか。わかりやすいというのはあるんでしょうけど。

黒田室長

給与の締め日に合わせるとか、例えば12月13日だと月の途中で賃金の改定をしなければならないということですが、会社によって締め日が違いますので、一概に1日にしたからいいというものでもないですが、そうした利点もあるのかということです。前回お知らせしました他局の状況ですが、いずれも指定日発効を選択しております、北海道、大阪、兵庫が12月1日、宮城、山口が12月15日、福岡が12月10日ということで、いずれも指定日発効を選択しております。

使用者側委員

指定日発効というのは何日のケースがあるんでしょう。

- 黒田室長 例えば今日の答申ですと、12月13日が法定発効ですが、それより先の日付であれば12月14日でも大丈夫です。年度内の日付ということではあります。
- 労働者側委員 公示から30日というのは変わらない、それ以降の日付であればということですね。
- 黒田室長 官報に附則として、効力発生日はいつからということを明記して公示します。法定発効の場合日付はありません。
- 岡山部会長 公示から30日より手前の日付はないということですね。先の日付ということですね。
- 黒田室長 そのとおりです。
- 岡山部会長 よろしいでしょうか。
それでは労使協議をお願いします。終わりましたら待機している事務局に声をかけて下さい。
- (公益委員、事務局退室)
(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)
- 岡山部会長 では、全体会議を再開いたします。
労使協議の結果について、いずれからでも構いませんので御報告いただけますか。
- 労働者側委員 労使で協議させていただきましたが、もう一度労使で、お互いが金額を再検討して、再度金額提示をして議論を進めていきたいと思います。お時間をいただくことになります。
- 岡山部会長 もう一度、双方協議して、今日再提示するということですね。
- 労働者側委員 そうです。
- 岡山部会長 使側もよろしいですか。
それでは、どれくらい時間を取りましょうか。
- 労働者側委員 10分くらいお願ひします。

岡山部会長 それでは検討いただいて、二者協議を進めます。

黒田室長 それでは事務局で控室にご案内します。

(各側、公益委員と個別協議実施)

岡山部会長 では、これより公労使の全体会議を再開いたします。

労使それぞれから金額提示がありました。簡単にご説明しますと、労側からは地賃に対する特賃の優位性、現状の 112.2%を確保するためにプラス 73 円が必要であり、この金額を提示するということでした。

また、使側からは、先ほどは経団連の中小企業の賃金改定率をもとにしたが、今回、岡山県経営者協会の賃上げ率 4.48%をもとにプラス 49 円の提示がありました。

まだ、双方の提示額に差があるという結果になっておりますが、今後の協議の進行についていかがでしょうか。再提示、あるいは二者協議で詰めていただくとか、どうでしょうか。

使用者側委員 使側とすれば、まだ労側の額は高いと思っておりまして、影響率は 73 円では 12.7%、49 円ですと 10.3%ですから、幅広く影響を及ぼす高い金額はいかがなものかという思いです。少し時間をもらった方がいいのかと思いますが。

労働者側委員 そうですね、我々も一度持ち帰って再検討させてもらいたいと思いますが。

岡山部会長 今日は難しいですか。

使用者側委員 影響率が高いですね。これまでの傾向とすれば、労使一致して優位性をだんだん縮小する流れにあるわけですが、ここでこれに注目されるのはどうかなという感じがしないでもありません。もう一度考えさせてもらったほうがいいかなと思います。

岡山部会長 本日はこれ以上の進展が見込まれませんので、金額審議を終わります。

事務局から何かありますか。

黒田室長 特にございません。

岡山部会長

それでは、本日はこれを持ちまして、第3回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を終わります。次回は10月28日、午後1時から第4回専門部会を開催します。

次回は労使のイニシアティブをとっていただき、全会一致に至るよう、委員の皆さんのご協力をお願いします。

本日は大変御苦劳様でした。